

西東京市業務委託等最低制限価格制度試行実施基準

第1 目的

この基準は、西東京市が発注する業務委託の入札における最低制限価格制度の試行実施に関して西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号。以下「規則」という。）第29条の規定に基づく必要な事項を定めるものとする。

第2 対象契約案件

この基準による最低制限価格の設定対象とする契約案件は、規則第28条に規定する製造その他についての請負に関する契約のうち、予定価格が1,000万円以上の次に掲げるものとする。

(1) 工事の設計、地質調査及び測量（以下「設計等委託」という。）に関する契約

(2) 次に掲げる業務委託の契約（以下「業務委託等」という。）

ア 建物総合管理業務委託

イ 建物清掃業務委託

ウ 機械警備を除く警備業務委託

エ 学校給食業務委託

オ ア～エのほか、専ら市施設において、日常的に業務を行う形態の委託

2 前項に該当しないその他の委託について、適正な履行を確保するため、特に必要と認められる委託については、最低制限価格の設定対象とすることができるものとする。

第3 最低制限価格の算出

最低制限価格は、次により算出するものとし、算出した額から1,000円未満の額を切り捨て、100分の110を乗じた額とする。ただし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査にあつては3分の2、業務委託等にあつては10分の7）を最低制限価格にした場合は、1,000円未満の額を切り捨てずに100分の110を乗じた額とする。

(1) 設計等委託の最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業種ごとに、当該契約の予定価格算出の基礎となった同表の①～④の額を合計する。

業種区分	①	②	③	④	設定の範囲
建築設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6から10分の8
土木設計	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額。	3分の2から10分の8.5

(2) 業務委託等は、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

2 特別なものについては、前項にかかわらず、予定価格の10分の8から10分の6の範囲内（地質調査にあつては3分の2から10分の8.5まで）において、別に定めることができる。

第4 最低制限価格の公表

最低制限価格は、非公表とする。

第5 予定価格調書への最低制限価格の記載

最低制限価格は、規則第17条に規定する予定価格調書に記載する。

第6 入札参加者への周知

入札に当たっては、入札参加者に対し、次の事項について周知する。

- (1) 最低制限価格を設定したこと。
- (2) 最低制限価格を下回った入札が行われた場合、該当者は、最低価格入札者であっても落札者とはならないこと。

附 則

- 1 この基準は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 西東京市業務委託等最低制限価格制度試行実施基準の規定は、適用日以降に指名及び公表する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から適用する。